

第 26 回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成28年3月30日(水) 15:00~17:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、清水委員、芳賀委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

審議に先立ち、第25回委員会での確認事項について、会社から報告がなされた。
その後、高速道路会社より認定申請を受けている9議題の経営努力要件適合性について審議を行った。
また、高速道路機構・会社の業務点検を踏まえた修繕事業における助成制度の改善について報告を行った。

議 事

〔報告事項〕

第25回委員会における確認事項の報告

〔審議事項〕

〔議題 1〕 橋梁から盛土への変更(新東名高速道路 秦野 IC~御殿場 JCT)

〔議題 2〕 橋梁から盛土への変更(新名神高速道路 菰野 IC~亀山西 JCT)

〔議題 3〕 盛土形状の見直し

〔議題 4〕 土運搬の高速化による運搬時間の短縮

〔議題 5〕 橋脚配置の変更

〔議題 6〕 橋梁基礎くい設計の地盤定数の見直し

〔議題 7〕 大断面トンネルにおけるセラミックメタルハライドランプを用いた
経済的なプロビーム照明方式の採用

〔議題 8〕 新東名高速道路(御殿場 JCT~長泉沼津 IC)の早期供用

〔議題 9〕 新東名高速道路(長泉沼津 IC~浜松いなさ JCT)の早期供用

〔報告事項〕

・高速道路機構・会社の業務点検を踏まえた修繕事業における助成制度の改善について

報告事項について

第25回委員会における確認事項の報告

- 橋梁から盛土への変更に伴うボックスカルバートの維持管理についての管理者との協議状況について、中日本高速道路会社(株)から報告があった。

審議事項について

- 議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.25 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・砂防指定地内で橋梁から盛土へ変更したことは、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)
- ・官官協議であり、特に協議が困難であったことが明確でないことから、 α は標準より低いと考えられる。(委員)

- 議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.25 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・都市計画決定され事実化していた計画を変更し盛土としたことは、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)
 - ・当然やるべきことをやっただけであるように感じる。(委員)
 - ・現在地盤対策工を施工中であり、盛土への変更が本当に妥当であるか現段階で判断することに疑問が残る。(委員)
- ⇒今のところ対策は十分と考えているが、今後も状況を見ながら慎重に対応していきたい(会社)
- ・計画変更の地元協議が困難であったとは言い難く、 α は標準より低いと考える。(委員)

- 議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.25 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・計画を変更し盛土としたことは、会社の経営努力として認定して良いと考える。(委員)
- ・Ⅱ期線用地に余剰土を盛土することは比較的一般的なことではないのか。(委員)
- ・懸念事項であった風への影響検討をより詳細に行った方がよかった。(委員)
- ・計画変更の地元協議が困難であったとは言い難く、 α は標準より低いと考える。(委員)

- 議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・高速土運搬を行うことで工事期間が短くなることは地元メリットでもあり、通常地元協議の範囲内である。(委員)
- ・必ずしも困難な地元協議であったとは言い難い。(委員)

・ α は標準より低いだが、会社の経営努力として認定してもいいのではないか。(委員)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・官官協議ではあることに留意しても、他道路管理者の線形を変更することは大変な協議であると考えられる。(委員)
- ・134mの径間長を約半分としたことは、維持管理上も大変有意義である。(委員)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・土質パラメータの評価は直接コストに影響するため、本内容は画期的である。(委員)
- ・道路橋示方書の改正2年前に会社の設計要領が改正されているが、道路橋示方書と設計要領の関係を次回報告してほしい(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・コスト縮減および安全性向上に明確な貢献があり、会社の経営努力として認定できる。(委員)

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・早期供用への貢献は明確であるものの、標準的な努力内容である。(委員)

●議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.75 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・地滑り等の問題を抱えながら早期供用を実現しており、相当な努力があったと考えられる。(委員)
- ・議題4の高速土運搬の取り組みについても、早期供用の実現には大きく貢献していると考えられる。(委員)

報告事項について

●高速道路機構・会社の業務点検を踏まえた修繕事業における助成制度の改善について事務局より報告を行った。

以上